

平成25年度報告書の公表にあたって

熊本市代表オンブズマン 吉田 勇



私たちの生活は多様なかたちで市の行政と関わっていますが、市民の方々がそうした関わりのなかで市の業務について職員との間で納得できないことを経験されたときに、簡易な手続きで費用負担なしに利用できるのがオンブズマン制度です。申立ての対象になるのは市の業務を担う職員の行為全般ですが、自己の利害に関わること、原則として1年以内のことという限定があります。市民の方々が市の政策や税金の使い方などに不満や批判をお持ちでも、それらは自らの利害に直接関わらない限り、申立ての対象外になります。

最近、オンブズマンとしての経験を通して実感していることがあります。ひとつは、行政も「人の営み」であるということです。職員が組織の一員として遂行している職務も、市民の方々との関係性を通して遂行されています。職員には当然の対応が市民の方々から権力的と批判されるのも、両者の関係性のあり方に起因しています。

もうひとつは、行政の対応は基準の援用を実質的に理由づける必要があることです。市民の方々の関心は、行政の基準そのものよりも、それらの基準が援用される実質的理由にあるのが常ですから、職員にも、その実質的理由を説明する能力が求められます。

私もオンブズマンとして、市民と職員の関係性と実質的理由を踏まえて、公正な判断に達するように努めているつもりですが、実際にどこまでそうなっているかは、この報告書に対する市民の方々のご批評にまちたいと思います。

早いもので、熊本市オンブズマン制度も今年の3月で2年5ヶ月を経過しましたので、報告書も三冊目になります。あらためて、この制度を創設された関係者各位、この制度をご利用いただいた市民の方々、オンブズマンの調査に応じていただいている職員各位に対して、感謝申し上げます。

今後とも、専門調査員および事務局員と協力しながら、市民の権利利益の実現と行政の改善に寄与できるように微力を尽くしたいと思います。

市民の方々から、この報告書に対するご批評をいただくとともに、オンブズマン制度に対するご支援を賜ることができれば幸いです。

オンブズマンの委嘱を受けて



熊本市オンブズマン 松永 榮治

平成25年11月に、熊本市長から熊本市オンブズマンの委嘱を受けました。

私は、平成23年1月から、熊本市内で弁護士を開業していますが、弁護士登録をする前の約38年間は、検察官として、検察庁や法務省に勤務し、主に汚職、脱税、選挙違反などの財政経済事件捜査などの検事の仕事と犯罪白書作成や刑事政策研究などの研究者の仕事を行ってきました。また、国を相手とする行政事件訴訟が提起された場合には国の代理人を務めたこともありました。これらの実務の経験や知識を十分にお役に立てられる職務であると考え、オンブズマンを引き受けることにしました。

裁判の世界においては、中立・公正な裁判官が審理し、厳密な証拠法則によって事実認定が行われ、法律違反（適法か違法か）の有無を判決で示し、白黒を明らかにすることが目的とされています。ところが、オンブズマン制度は、中立・公平な第三者による判断であるところは裁判と似ていますが、簡易迅速な職務遂行が求められるため、厳密な証拠法則はなく、市と市民の協力によって広く情報収集を行って事実を確認することになります。そして、判断に際しては、市の行政の当・不当についても見解を示し、改善を求める意見を表明することができます。

市の業務の執行や対応には法令違反の不備はないものの、市民の立場から見れば、もう少し工夫や配慮があったほうがより適切ではなかったかと思われる事例や担当者と市民の間の言葉や認識の行き違いが見られる事例などがないわけではありません。市民の権利及び利益の擁護者であるとともに、市政の監視者であることを責務とするオンブズマンの本質は、このような場合に現れるものと思います。市の担当部局においては、法令違反の不備はないのに指摘を受けるのは気持ちのいいものではないかも知れませんが、よりよき市政とそれに対する市民の理解と信頼を願っての「オンブズマンの判断」であることをご理解いただければ、ありがたく思います。

法律実務家及び研究者としてのこれまでの経験を活かし、最善を尽くすつもりですのでよろしく願います。

